

経営資料編一 2 目 次

V. 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の状況	66
2. 信用リスクに関する事項	70
3. 信用リスク削減手法に関する事項	76
4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項	77
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	78
6. CVAリスクに関する事項	80
7. マーケット・リスクに関する事項	80
8. オペレーショナル・リスクに関する事項	80
9. 出資等または株主等エクスポージャーに関する事項	81
10. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される	
エクスポージャーに関する事項	82
11. 金利リスクに関する事項	83

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

【自己資本比率の状況】

本会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年3月末における自己資本比率は、14.25%となりました。

【経営の健全性の確保と自己資本の充実】

本会の自己資本は会員からの普通出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	鹿児島県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	39,662百万円（前年度39,662百万円）

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」及び「自己資本比率算出事務要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

また、これに基づき、本会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度	
コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	59,156	59,459	
うち、出資金及び資本準備金の額	39,662	39,662	
うち、再評価積立金の額	-	-	
うち、利益剰余金の額	19,615	19,797	
うち、外部流出予定額(△)	121	-	
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,937	2,812	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	2,937	2,812	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	62,093	62,271	
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0	0	
うち、のれんに係るものの額	-	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	1	-	
適格引当金不足額	-	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	
前払年金費用の額	-	-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2	0	
自己資本			
自己資本の額(イ) - (ロ)	(ハ)	62,091	62,271
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	465,998	433,331	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		-	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-	
うち、他の金融機関向けエクスポージャー	-	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		-	
勘定間の振替分		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,324	3,468	
信用リスク・アセット調整額	-	-	
資本フロア調整額		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	470,322	436,799	
自己資本比率			
自己資本比率(ハ) / (ニ)	13.20%	14.25%	

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、本会は国内基準を採用しています。

2. 本会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和5年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	549	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	64,638	-	-
我が国の地方公共団体向け	157,551	-	-
地方公共団体金融機構向け	3,996	399	15
我が国の政府関係機関向け	1,001	100	4
地方三公社向け	1,000	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	778,718	155,743	6,229
法人等向け	157,497	86,144	3,445
中小企業等向け及び個人向け	93	67	2
取立未済手形	16	3	0
信用保証協会等による保証付	312	31	1
出資等	3,866	3,866	154
(うち出資等のエクスポージャー)	3,866	3,866	154
上記以外	67,685	163,291	6,531
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLA○関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	5,414	13,535	541
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	58,266	145,666	5,826
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	103	259	10
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,900	3,830	153
証券化	4,921	984	39
(うち非STC要件適用分)	4,921	984	39
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	90,992	55,366	2,214
(うちルックスルー方式)	90,992	55,366	2,214
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	1,332,840	465,998	18,639
合計(信用リスクアセットの額)	1,332,840	465,998	18,639
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額(基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	4,324	所要自己資本額 b = a × 4% 172
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a	470,322	所要自己資本額 b = a × 4% 18,812

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、本会では基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	512	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	57,851	-	-
我が国の地方公共団体向け	158,422	-	-
地方公共団体金融機構向け	3,997	399	15
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け (うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け)	652,565	131,283	5,251
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	18,245	4,420	176
124,967	52,434	2,097	
中堅中小企業等向けおよび個人向け	26,458	21,612	864
不動産関連向け	5,910	5,890	235
(うち自己居住用不動産等向け)	51	36	1
(うち賃貸用不動産向け)	1,134	729	29
(うち事業用不動産関連向け)	4,724	5,125	205
劣後債権及びその他資本性証券等	1,490	1,490	59
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	3,861	1,958	78
取立未済手形	21	4	0
信用保証協会等による保証付	374	37	1
株式等	4,061	4,061	162
上記以外	65,402	161,399	6,455
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLA0関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー)	5,614	14,035	561
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	58,331	145,828	5,833
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	52	130	5
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,404	1,404	56
証券化	4,968	993	39
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	4,968	993	39
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	75,473	51,765	2,070
(うちルックスルー方式)	75,473	51,765	2,070
標準的手法を適用するエクスポージャー計	1,186,341	433,331	17,333
合計(信用リスク・アセットの額)	1,186,341	433,331	17,333
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
		3,468	138
所要自己資本額		リスク・アセット等 (分母)合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%
		436,799	17,471

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,468
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	138
B I	2,312
B I C	277

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
 4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しています。算出に使用する I L M は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。

2. 信用リスクに関する事項

【リスク管理の方針及び手続の概要】

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。

本会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備し、以下の内容により信用リスクを管理しています。

○リスクマネジメント規程等

- ・信用リスク管理の方針として、良質な貸出資産の積み上げを基本に、業種集中及び大口集中等によるリスクを回避することにより安定的な収益の確保をはかっています。
- ・与信先の債務償還能力に関して、定量的・定性的分析を行い合理的に判定するため、内部格付を実施しています。内部格付は、本会の統一的基準であり、内部格付に基づき「ポートフォリオマネジメントの実践」「自己査定の実施」「シーリングの設定」を行っています。
- ・資産の債務者区分・分類査定を行うため、自己査定を行っています。自己査定は、全ての資産を個別に検討・分析し、回収不能又は価値毀損の危険性の度合に応じて債務者区分・分類査定を行うものです。
自己査定を行うことにより、保有する信用リスクポートフォリオの適正な分析を通じて、回収不能・価値毀損の可能性を正しく認識し、適切な償却・引当を実施することにより財務の健全性維持・確保をはかっています。
- ・個別審査については、けん制機能を発揮させるために、一次審査部門と二次審査部門を分離し、審査会において、信用リスク・金利リスク等について審査しています。
- ・与信が特定業種・特定グループ等へ集中するリスクを回避するため、シーリングを行っています。シーリングにより、同一人等に対する信用供与等限度額を定めるなど、信用リスクの分散をはかっています。
- ・常勤理事や各部長で構成するリスク管理委員会を四半期ごとに開催し、本会が保有するリスク量やリスク内容及び対応方針を決定しています。

○本会における貸倒引当金は、「資産の償却・引当規程」に基づき計上しています。

- ・債権の償却・引当は、自己査定結果に基づく債務者区分に応じて行っています。
- ・債務者区分は、「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5区分です。
- ・正常先、要注意先に対する債権については、過去の貸倒実績率に基づき算出した将来発生が見込まれる損失について、貸倒引当金を計上しています。
- ・破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権については、損失が見込まれるⅢ分類及び回収が不可能なⅣ分類について、債務者個別に貸倒引当金を計上しています。

【標準的手法に関する事項】

自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は、告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別・業種別・残存期間別）および延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち			延滞エクスポージャー	
		貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ		
国内	1,232,413	155,840	268,840	-	-	1,095,869	153,883	254,128	-	3,861	
国外	4,513	-	4,513	-	-	10,029	-	10,029	-	-	
地域別残高計	1,236,927	155,840	273,354	-	-	1,105,898	153,883	264,158	-	3,861	
法人	農業	2,887	2,887	-	-	3,426	3,426	-	-	249	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	39,184	2,773	35,540	-	-	39,480	3,988	34,527	-	57
	鉱業	400	-	400	-	-	400	-	400	-	-
	建設・不動産業	11,367	7,086	4,104	-	-	12,405	7,007	5,192	-	903
	電気・ガス・熱供給・水道業	24,123	8,382	15,717	-	-	23,202	8,320	14,825	-	-
	運輸・通信業	13,232	1,515	11,500	-	-	14,962	1,395	12,409	-	-
	金融・保険業	69,890	26,051	43,758	-	-	749,649	25,001	43,072	-	223
	卸売・小売・飲食・サービス業	43,762	37,375	6,305	-	-	41,322	34,709	6,207	-	2,327
	日本国政府・地方公共団体	222,190	66,162	156,027	-	-	216,274	68,751	147,522	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	1,943	-	-	-	-
個人	1,708	1,708	-	-	-	1,279	1,279	-	-	100	
その他	808,179	1,896	-	-	-	1,552	-	-	-	-	
業種別残高計	1,236,927	155,840	273,354	-	-	1,105,898	153,883	264,158	-	3,861	
1年以下	40,919	15,596	25,323	-	-	628,600	13,126	21,127	-	-	
1年超 3年以下	56,846	15,205	41,641	-	-	75,547	12,489	35,058	-	-	
3年超 5年以下	45,376	16,426	28,949	-	-	62,258	25,737	36,521	-	-	
5年超 7年以下	78,844	23,062	55,782	-	-	86,130	19,116	67,013	-	-	
7年超 10年以下	90,767	37,123	53,643	-	-	85,778	47,818	37,960	-	-	
10年超	94,073	26,061	68,012	-	-	83,207	16,730	66,477	-	-	
期限の定めのないもの	830,098	22,365	-	-	-	84,374	18,864	-	-	-	
残存期間別残高計	1,236,927	155,840	273,354	-	-	1,105,898	153,883	264,158	-	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	656	909	-	656	909	909	784	-	909	784
個別貸倒引当金	1,726	1,334	-	1,726	1,334	1,334	1,470	219	1,115	1,470

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和5年度						令和6年度						
	個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却	
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		
		目的 使用	その他					目的 使用	その他				
国内	1,726	1,334	-	1,726	1,334	-	1,334	1,470	219	1,115	1,470	-	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別計	1,726	1,334	-	1,726	1,334	-	1,334	1,470	219	1,115	1,470	-	
法人	農業	200	205	-	200	205	-	205	218	-	205	218	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	15	-	-	15	-	15	10	-	15	10	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	502	67	-	502	67	-	67	383	-	67	383	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	10	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	151	157	-	151	157	-	157	199	-	157	199	-
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	817	843	-	817	843	-	843	615	219	624	615	-
日本国政府・ 地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個人	44	45	-	44	45	-	45	43	-	45	43	-	
業種別計	1,726	1,334	-	1,726	1,334	-	1,334	1,470	219	1,115	1,470	-	

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	512	-	512	-	-	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	57,851	-	57,851	-	-	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	158,422	-	158,422	-	-	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10~20	3,997	-	3,997	-	399	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	652,565	-	652,538	-	131,283	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	18,245	-	18,245	-	4,420	24
カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	123,164	6,237	122,623	1,802	52,434	42
（うち特定貸付債権向け）	20~150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	26,094	512	25,475	363	21,612	84
（うちトランザクター向け）	45	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	20~150	5,910	-	5,898	-	5,890	100
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	51	-	51	-	36	70
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	1,134	-	1,132	-	729	64
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	4,724	-	4,713	-	5,125	109
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100~150	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	150	1,490	-	1,490	-	1,490	100
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50~150	2,390	13	2,363	0	1,958	83
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	20	21	-	21	-	4	20
信用保証協会等による保証付	0~10	374	-	374	-	37	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400	4,061	-	4,061	-	4,061	100
上記以外	100~1250	65,402	-	65,402	-	161,399	247
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400	5,614	-	5,614	-	14,035	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	58,331	-	58,331	-	145,828	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	52	-	52	-	130	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	-	-	-	-	-	-
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	1,404	-	1,404	-	1,404	100
証券化	-	4,968	-	4,968	-	993	20
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち短期STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	-	4,968	-	4,968	-	993	20
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	75,473	-	75,473	-	51,765	69
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	-	-	-	-	-	433,331	-

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

(4) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和6年度]

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	57,851	-	-	-	-	-	57,851						
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-						
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	158,422	-	-	-	-	-	-	158,422					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方公共団体金融機構向け	-	3,997	-	-	-	-	-	3,997					
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	644,798	7,720	20	-	-	-	-	-	652,538				
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	10,526	7,718	-	-	-	-	-	-	18,245				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	45,845	67,367	800	-	-	8,377	-	-	2,034	124,426			
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	-	1,490	-	-	-	-	1,490						
株式等	-	-	4,061	-	-	-	4,061						
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	78	728	25,032	25,839								
(うちトランザクター向け)	-	-	-	-	-								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け(うち自己居住用不動産等向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51	-	-	51
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60.00%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け(うち賃貸用不動産等向け)	233	164	-	177	-	139	-	-	416	-	-	1,132	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け(うち事業用不動産関連向け)	331	34	4,150	-	198	-	4,713						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け(うちその他不動産関連向け)	-	-	-										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け(うちADC向け)	-	-	-										
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,299	574	489	0	2,363								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	512	-	-	-	-	512							
取立未済手形	-	-	21	-	-	21							
信用保証協会等による保証付	-	374	-	-	-	374							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-							

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	0%	-	224,897	224,897
	2%	-	-	-
	4%	-	-	-
	10%	-	5,339	5,339
	20%	37,122	782,245	819,367
	35%	-	-	-
	50%	72,803	-	72,803
	75%	-	93	93
	100%	1,967	48,673	50,641
	150%	-	-	-
	250%	-	63,784	63,784
	その他	-	-	-
1250%	-	-	-	
合 計		111,893	1,125,033	1,236,927

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(6) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ ウェイト 区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	922,966	-	-	922,739
40%～70%	69,546	13	100	69,545
75%	810	68	100	879
80%	-	-	-	-
85%	24,313	361	59	24,075
90%～100%	8,368	6,317	30	9,715
105%～130%	4,578	-	-	4,567
150%	2,177	0	100	2,177
250%	4,061	-	-	4,061
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	34	3	100	37
合 計	1,036,859	6,763	32	1,037,799

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っています。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要】

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

本会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。本会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	1,000	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-
法人等向け	490	3,511	-
中小企業等向け及び個人向け	-	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	29	-
合 計	490	4,540	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	25	3,511	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	523	15	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合 計	548	3,526	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要】

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

本会では、派生商品取引に関して、余裕金の運用方針に基づき運用限度額を設定し、運用しています。なお、長期決済期間取引は行っておりません。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

該当する取引はありません。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

【リスク管理の方針及びリスク特性の概要】

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

本会は、証券化取引において投資家の立場であり、オリジネーターとなることはありません。

本会は、「証券化案件にかかる管理要領」に基づき、投資の体制、投資時のデューデリジェンス、投資後のモニタリング等の取扱いを整備しており、内包されるリスクや構造上の特性等にかかる分析等を行っています。

【体制の整備及びその運用状況の概要】

証券化案件の取得については、フロント部署が裏付資産の状況・パフォーマンス、各商品に内包されるリスクや構造上の特性等の分析を行うほか、通常時およびトリガーイベント発生時のウォーターフォールや損失分配ルール等の証券化案件に固有の構造上の特性に関する情報を把握・分析しており、審査部署がリスクの特定や信用補完措置と劣後比率の水準などのリスクバッファの厚みや余裕度の確認および評価等を行い、投資可否を審査しています。また、期中管理として定期的なモニタリングを実施しており、四半期毎に対象案件のレビュー結果をリスク管理委員会へ報告しています。

【信用リスク・アセットの額算出方法の名称】

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

【証券化取引に関する会計方針】

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

【証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称】

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

【内部評価方式の概要】

本会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

- (1) 本会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

(2) 本会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		令和5年度		令和6年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オン バランス	クレジットカード与信	899	-	380	-
	住宅ローン	221	-	128	-
	自動車ローン	2,930	-	3,719	-
	その他	869	-	740	-
	合計	4,921	-	4,968	-
オフ バランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住宅ローン	-	-	-	-
	自動車ローン	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

[令和5年度]

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン バランス	0%~15%未満	-	-	0%~100%未満	-	-
	15%~50%未満	4,921	39	100%~250%未満	-	-
	50%~100%未満	-	-	250%~400%未満	-	-
	100%~250%未満	-	-	400%~1250%未満	-	-
	250%~400%未満	-	-	1250%	-	-
	400%~1250%未満	-	-			
	1250%	-	-			
	合計	4,921	39	合計	-	-
オフ バランス	0%~15%未満	-	-	0%~100%未満	-	-
	15%~50%未満	-	-	100%~250%未満	-	-
	50%~100%未満	-	-	250%~400%未満	-	-
	100%~250%未満	-	-	400%~1250%未満	-	-
	250%~400%未満	-	-	1250%	-	-
	400%~1250%未満	-	-			
	1250%	-	-			
	合計	-	-	合計	-	-

[令和6年度]

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン バランス	0%~15%未満	-	-	0%~100%未満	-	-
	15%~50%未満	4,968	39	100%~250%未満	-	-
	50%~100%未満	-	-	250%~400%未満	-	-
	100%~250%未満	-	-	400%~1250%未満	-	-
	250%~400%未満	-	-	1250%	-	-
	400%~1250%未満	-	-			
	1250%	-	-			
	合計	4,968	39	合計	-	-
オフ バランス	0%~15%未満	-	-	0%~100%未満	-	-
	15%~50%未満	-	-	100%~250%未満	-	-
	50%~100%未満	-	-	250%~400%未満	-	-
	100%~250%未満	-	-	400%~1250%未満	-	-
	250%~400%未満	-	-	1250%	-	-
	400%~1250%未満	-	-			
	1250%	-	-			
	合計	-	-	合計	-	-

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

- c 自己資本比率告示第 224 条並びに第 224 条の 4 第 1 項第 1 号および第 2 号の規定によりリスク・ウェイト 1250%を適用した証券化エクスポージャーの額
該当する取引はありません。
- d 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当する取引はありません。

6. CVA リスクに関する事項

【CVA リスク相当額の算出に使用する手法（SA-CVA、完全な BA-CVA、限定的な BA-CVA 又は簡便法をいう。）の名称および各手法により算定される対象取引の概要】

本会は CVA リスク相当額を「簡便法」により算出します。なお、対象となる取引はありません。

【CVA リスクの特性及び CVA に関するリスク管理体制の概要（CVA リスクのヘッジ方針およびヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）】

CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクのことで、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行います。

7. マーケット・リスクに関する事項

本会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

【リスク管理の方針及び手続の概要】

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

本会では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

○リスクマネジメント規程等

〔事務リスク〕

- ・事務リスク管理の方針として、事務リスクは全ての業務に存在していること及び事務リスクを軽減することの重要性を認識し適切な方策を講じています。
- ・内部監査及び自己点検等を通じた事故防止・事務能力向上をはかっています。
- ・要領・手続の整備、事務指導、研修等を実施し、リスクの軽減をはかっています。

〔システムリスク〕

- ・システムリスク管理の方針として、リスクが顕在化した場合の影響が広域化・深刻化することを認識し、発生防止及び緊急時の対応等において、本会に適した手法の検討・整備をすすめています。
- ・オンラインシステムについては、(株)九州地区農協オンラインセンター、農中情報システム(株)及び農林中央金庫と連携し管理を行っています。
- ・本会電算システムについては、「情報システム運営管理要領」に基づきリスクの軽減をはかっています。
- ・情報資産を適切に保護するための基本方針として「セキュリティーポリシー」を定め、適切な情報資産の保護を行っています。

〔法務リスク・人的リスク〕

- ・法務リスク・人的リスク管理の方針として、本会の社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、法令やルールを厳格に遵守した誠実かつ公平な事業運営を遂行しています。
- ・法令等遵守(コンプライアンス)態勢については、「コンプライアンス・マニュアル」、「コンプライアンス・プログラム」の実践により、態勢の充実に取り組んでいます。
- ・定款・諸規程等の制定・改廃においては、リーガルチェック（法的根拠、定款・諸規程等との整合性等）を行っています。

【B Iの算出方法】

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC およびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。

【I L Mの算出方法】

I L M（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

【オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B Iの算出から除外した事業部門の有無】
該当ありません。

【オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L Mの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）】
該当ありません。

9. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

【出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要】

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。本会においては、これらを①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ① その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するA L M委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク審査室が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にはリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
- ② 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議等を通じて財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

(1) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	2,373	2,373	2,065	2,065
非上場	51,389	51,389	60,748	60,748
合計	53,762	53,762	62,813	62,813

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
27	-	-	393	18	-

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
948	24	453	32

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

10. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	54,821	51,765
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

11. 金利リスクに関する事項

【リスク管理の方針及び手続の概要】

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により被るリスクのことです。

本会における、リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

- ▶ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
本会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ▶ リスク管理の方針に関する説明
本会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の計測・分析などを行いリスク管理に努めています。
- ▶ 金利リスク計測の頻度
月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ▶ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
本会は、金利リスクの削減手法として、金利スワップ等のヘッジ手段を用いる体制を整備しています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

【金利リスクの算定手法の概要】

本会は、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方平行シフト、下方平行シフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

- ▶ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.114年です。
- ▶ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は4年です。
- ▶ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ▶ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ▶ 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ▶ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ▶ 内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NIII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ▶ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVE の前事業年度末からの主な変動要因は、貸出金および有価証券等運用残高の減少およびデュレーションの短縮によるものです。
- ▶ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

【 Δ EVE および Δ NI1 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項】

- ▶ 金利ショックに関する説明
経済資本管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。
- ▶ 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE および Δ NI1 と大きく異なる点)
特段ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		Δ EVE				Δ NI1			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
1	上方パラレルシフト	19,432	21,873	2,796	3,028				
2	下方パラレルシフト	-	-	-	-				
3	スティープ化	13,096	14,815						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	19,432	21,873	2,796	3,028				
		ホ				へ			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
8	自己資本の額	62,271		62,091					

- (注) 1. 「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
 2. 「 Δ NI1」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
 5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。